一般社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省健康局総務課 原子爆弾被爆者援護対策室

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に規定する指定医療機関の 指定等に関する事務・権限の移譲について

平素より原子爆弾被爆者に対する援護にご協力頂き、厚く御礼申し上げます。さて、平成27年4月1日から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令(平成27年政令第128号)」及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成27年厚生労働省令第55号)」が施行され、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)に規定する指定医療機関の指定等に係る事務・権限が厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されます。

今般、別添のとおり各都道府県並びに広島市及び長崎市宛て通知し、管下の 関係者及び関係団体等に対しても周知を行うよう依頼しましたので、貴団体に おかれましても御承知置きいただきますよう、お願い申し上げます。

健発 0331 第 39 号 平成 27 年 3 月 31 日

各都道府県知事 広島市長 殿 長崎市長

厚生労働省健康局長 (公印省略)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令」及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」の施行について(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律関係)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令(平成27年政令第128号。以下「整備政令」という。)」及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成27年厚生労働省令第55号。以下「整備省令」という。)」が本日公布され、平成27年4月1日から施行されることとなった。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号。以下「法」という。)に係る整備政令及び整備省令の改正の趣旨及び概要は下記のとおりであるので、ご了知の上、関係者及び関係団体等に周知を図るとともに、実施に遺漏のないようお願いしたい。なお、移譲した事務・権限が円滑に実施されるよう、万全の支援を行う所存であるので、不明な点等があればご照会願いたい。

記

第1 改正の趣旨

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)」において、法第12条第1項に規定する指定医療機関の指定に係る事務・権限及び法第12条第3項に規定する指定の取消しに係る事務・権限(以下「指定等事務・権限」という。)について、都道府県知事に移譲することとされた。このことを踏まえて、整備政令において原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号。以下「政令」という。)の所要の改正を行うとともに、整備省令において原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号。以下「省令」という。)の所要の改正

を行うことより、指定等事務・権限及びこれに付随する事務・権限について、 都道府県知事に移譲するものである。

第2 改正の概要

- (1)整備政令による政令の改正について 整備政令により、
- ・ 政令第22条第1項の改正を行い、法第12条第1項(指定医療機関の指定) 及び同条第3項(指定医療機関の指定取消し)並びに第13条第2項(指定 医療機関の指導)に係る権限を都道府県知事に移譲することとした(整備政 令第28条第1項関係)。
- ・ また、政令第22条第2項において、政令第11条(指定医療機関の指定)、 第12条(届出)及び第13条(指定辞退の申出)に関する規定について、都 道府県知事がこれらの事務・権限を行う場合における必要な読替規定を設け ることとした(整備政令第28条第2項関係)。

なお、整備政令の施行の前に厚生労働大臣による指定を受けた指定医療機関 については、整備政令の施行の日後、都道府県知事による指定を改めて受ける 必要はないため、ご留意されたい(整備政令附則第4条関係)。

(参考) 都道府県知事に対する移譲事務・権限

- ① 指定医療機関の指定(法第12条第1項、政令第11条)
- ② 指定医療機関の指定の取消し(法第12条第3項)
- ③ 指定医療機関の指導(法第13条第2項)
- ④ 指定医療機関の変更届出等(政令第12条)
- ⑤ 指定医療機関の指定辞退の申出(政令第13条)

(2) 整備省令による省令の改正について

指定等事務・権限及びこれに付随する事務・権限を厚生労働大臣から都道 府県知事に移譲することに伴い、現在、地方厚生局長に委任しているこれら の事務・権限について、所要の整理を行うこととした(整備省令第20条関係)。

第3 施行期日

平成27年4月1日

する政令 (一三〇)

풒

政 令

〇内閣官房組織令の一部を改正する政 令 (二二四

〇厚生労働省組織令及び労働組合法施 〇年金積立金管理運用独立行政法人法 施行令の一部を改正する政令 行令の一部を改正する政令(一二六) 二五

官

〇地域の自主性及び自立性を高めるた 律の整備に関する法律の施行に伴う めの改革の推進を図るための関係法 厚生労働省関係政令等の整備等に関 (二二七)

〇激甚災害に対処するための特別の財 を改正する政令(一二九) 政援助等に関する法律施行令の一部 する政令(一二八)(形

〇平成十二年から平成二十五年までの 間の火山現象による東京都三宅村の 区域に係る災害についての激甚災害 置の指定に関する政令の一部を改正 の指定及びこれに対し適用すべき措

〇法務省組織令の一部を改正する政令

施行令の一部を改正する政会

〇地域における医療及び介護の総合的 〇戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条 伴う関係政令の整備等及び経過措置 な確保を推進するための関係法律の に関する政令(一三八) 整備等に関する法律の一部の施行に

〇日本医療研究開発機構審議会令 政令の一部を改正する政令(一三九) (1四0)

府 仓

〇保険業法施行規則及び資産の流動化 する内閣府令(内閣府ニニ) に関する法律施行規則の一部を改正

뭂

떝

〇東日本大震災についての激甚災害及 びこれに対し適用すべき措置の指定 に関する政令の一部を改正する政令

〇私立学校振興助成法施行令の一部を 改正する政令(一三二)

〇厚生年金保険制度及び農林漁業団体 の農林漁業団体職員共済組合法等を する政令の一部を改正する政令 組合が支給する特例年金給付等に関 廃止する等の法律の施行に伴う存続 職員共済組合制度の統合を図るため

(府令・省令)

〇地球温暖化対策の推進に関する法律 ○漁業災害補償法施行令の一部を改正 する政令(一三四)

를

〇公害健康被害の補償等に関する法律 施行令の一部を改正する政令 (二三五)

臺

〇児童扶養手当法施行令等の一部を改 正する政令(一三七) 蓋

の三第一項の改定率の改定に関する 聖

令

(内閣府・文部科学・厚生労働一)

淵

〇戦没者等の妻に対する特別給付金支 担保権者を定める省令等の一部を改 給法施行令第一条第三号に規定する 正する省令(財務一四)

蓋

〇関係行政機関が所管する法令に係る を改正する命令 の利用に関する法律施行規則の一部 行政手続等における情報通信の技術

〇株式会社地域経済活性化支援機構法 子力規制委・防衛二) 産・経済産業・国土交通・環境・原 務・文部科学・厚生労働・農林水(内閣府・総務・法務・外務・財

施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・総務・財務・経済産業

〇株式会社産業再生機構法施行規則の 〇就学前の子どもに関する教育、 う書面の保存等における情報通信の 等の総合的な提供の推進に関する法 技術の利用に関する法律施行規則 律施行規則に係る民間事業者等が行 部を改正する命令 (内閣府・財務・経済産業三) 保育

橐

哭 〇厚生労働省組織規則の一部を改正す

る省令 (同五八)

る省令 (同五九)

○漁業災害補償法施行規則の一部を改 正する省令(農林水産三二)

듲

規 則

〇労働委員会規則の一部を改正する規 則(中央労働委一)

〇株式会社東日本大震災事業者再生支 [府令・復興庁令・省令]

授機構法施行規則の一部を改正する

(内閣府・復興庁・総務・財務・農

林水産・経済産業一)

띺 〇地域における医療及び介護の総合的 〇独立行政法人通則法の一部を改正す 伴う厚生労働省関係省令の整備等に 整備等に関する法律の一部の施行に な確保を推進するための関係法律の 係省令の整備に関する省令(同五六) る法律等の施行に伴う厚生労働省関 厚生労働省関係省令の整備に関する 律の整備に関する法律の施行に伴う めの改革の推進を図るための関係法 省令(厚生労働五五)(村)

〇介護保険法第百二十二条の二第二項 に規定する交付金の額の算定に関す 関する省令 (同五七) 三 ≘ 岦

〇地域の自主性及び自立性を高めるた 文部科学省・厚生労働省関係省令の 律の整備に関する法律の施行に伴う めの改革の推進を図るための関係法 **整備に関する省令**

〇地域の自主性及び自立性を高めるた (文部科学・厚生労働二)

政令第百二十八号

官

平成27年3月31

行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令をここに公布する 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施

名

御

平成二十七年三月三十一日

第一条 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。 内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する (児童福祉法施行令の一部改正) (平成二十六年法律第五十一号) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令 の施行に伴い、 、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定

墨三条の□ 法第十三条第二項第一号の施設又は講習会(以下この条及び第四十五条の三において **泰三条 法第十三条第一項の規定により置かれる児童福祉司(以下「児童福祉司」という。)の担当** を標準として定めるものとする。 第二条を削り、第三条を第二条とし、第一章中間条の次に次の二条を加える。 区域は、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮し、 目次中「第三条」を「第三条の二」に改める。 人口おおむね四万から七万まで

「指定児童福祉司養成施設等」という。)の指定は、

厚生労働省令で定める基準に適合する施設マ

は、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添えなければならない。 出しなければならない。この場合において、設置者等が法人(地方公共団体を除く)であるとき設の所在地又は講習会の開催地(以下この条において「所在地等」という。)の都道府県知事に根 の条において「設置者等」という。)は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を、当該統 は講習会について行うものとする。 指定児童福祉司養成施設等の指定を受けようとする施設の設置者又は詳習会の実施者 災

のに限る。)を変更しようとするときは、当該指定児童福祉司養成施設等の所在地等の都道府県知 事に申請し、その承認を得なければならない。 指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、前項の申請書の記載事項(厚生労働省令で定めるも

のあつた日から起算して一月以内に、 定めるもの以外のものであつて厚生労働省令で定めるものに限る。)に変更が生じたときは、 指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、第二項の申請書の記載事項(前項の厚生労働省令で 当該指定児童福祉司養成施設等の所在地等の都道府県知恵

法第十三条第二項第一号の指定を受けた施設の長は、毎学年開始後三月以内に、 当該施設の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。 厚生労働省令

施設等の所在地等の都道府県知事に提出しなければならない。 月又は講習会の実施月の二月前までに、厚生労働省令で定める事項を、 指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、指定の取消しを求めようとするときは、学年の開始

内閣総理大臣 安倍 晋三

を加え、同項の次に次のように加える。 条の五の二十五第二 |障害児通所支援事業所 指定障害児通所支援事業者 指定障害児入所施設の設置者 障害児入所施設

第二十七条の十二の表第二十一条の五の二十五第二項第二号の項中「いう。」の下に「次号及び

当該指定児童福祉司養成

める基準に該当しなくなつたと認めるとき、若しくは第七項の規定による指導に従わないとき、

都道府県知事は、指定児童福祉司養成施設等につき、第一項の規定に基づく厚生労働省令で定 第七項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

又は次項の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

定児童福祉司養成施設等の長に対し、教育方法、設備その他の事項に関し報告を求め、

厚生労働省令で定める事項を、当該講習会の開催地の都道府県知事に報告しなければならない。

都道府県知事は、法及びこの政令の施行に必要があると認めるときは、その必要な限度で、 法第十三条第二項第一号の指定を受けた講習会の実施者は、当該講習会の実施後一月以内に、

だしくは一

指導をし、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、

関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

を削り、同条第八項中「児童相談所長」と」の下に「、法第二十一条の五の二十五第二項第二号中 長」と、同条第三項中「又は指定都市の長」とあるのは「、指定都市の長又は児童相談所設置市の 会の指定等」を加え、『第二節第三款(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)及び 市長」と、法第二十一条の五の二十六第二項から第四項まで及び第二十一条の五の二十七第五項中 談所設置市」という。)」と、「指定都市の長」とあるのは「指定都市の長又は児童相談所設置市の市 第三条の二第二項から第七項まで、 **[という。)]とあるのは「という。)又は第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下「児童相** 「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と」を加える。 (医療法施行令の一部改正) 第四十五条の三第一項中「の規定による助首」の下に「、法第十三条第二項第一号の規定並びに 第十項及び第十一項の規定による同号に規定する施設及び講習

| 書の項を削り、同変第二十三条の二の項及び第二十四条第一項の項を次のように改める。| 第一条の表第七条第一項の項から第十二条第二項の項まで、第十五条第三項の項及び第十六条但第二条 医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)の一部を次のように改正する。

	1 3	7		44 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
X	2第	十三条	第二十三条 その開設者	主務大臣
定施し	0		停止を命ずるめて、その薬務の全部若しくは一部のめて、その薬務の全部若しくは一部の	の停止を申し出るの停止を申し出るの停止を申し出るので、その業務の全部若しくは一部である。
2	第	計四条	その開設者	主務大臣
知も	5	,	が 期限を定めて、修繕若しくは改築を命 がる。 がある。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 が	策を申し出る 使用の制限若しくは停止を申し出、又 使用の制限若しくは停止を申し出、又
E 'C	第一	条の表第	条の表第二十七条の項を削り、同表第二十八条の	同表第二十八条の項を次のように改める。
争り	第	第二十八条	開設者	主務大臣
			命ずる	申し出る

第二条第二項中「第七十一条の三第一項」 を 「第七十一条の四第一項」 に改める。 官

二項 項 条第

報告を 当該報告 ものとする

> 通知を 当該通知

を 第八条中「主務大臣の」を「行政庁の」に、「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」 「行政庁」に改め、同条に後段として次のように加える。

由して行わなければならない。 この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経

地の都道府県知事(公立の学校にあっては、その所在地の都道府県教育委員会。以下同じ。)を経由 わなければならない』を加え、同項下欄中「主務大臣」を『行政庁』に改め、同項の前に次のよう 府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第八条において同じ。)を経由して行 校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事(公立の学校にあっては、その所在地の都道 して、主務大臣〕を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が学 第九条の表以外の部分中【第三条】を【第二条】に改め、同条の表第三条の項中欄中「その所在

蒋九条の長	二第 項二 条 第
将四条将一	第二条第一ものとする
頁の頁中棚中	8
その行生也の	
第九条の長等四条第一頁の頁中間中「その所主也の部首 首限印象を連 はて と 「 で と 「 で の の に の の	場合は、この限りでない成施設の所管大臣が厚生的のとする。ただし、当
ンで主勢大臣 を	ない ・ 厚生労働大臣である ・ の ・ の の の の の の の の の の の の の
宁文	る業

あるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下櫃中「中 臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が学校の設置者で その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下棚中「主務大臣」を 務大臣」を「行政庁」に改め、同項の次に次のように加える。 「行政庁」に改め、同表第四条第二項の項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大 に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、

	į	第四条第
ものとする	届出	対のい
ものとする。ただし、当該指定養成施設	通知	この項、次条第二項

ならない」を加え、同項下欄中 都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。 この場合におい て、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければ 第九条の表第五条の項上欄中「第五条」を「第五条第一項」に改め、同項中欄中「その所在地の **「主務大臣」を「行政庁」に改め、同項の次に次のように加える。**

第九条の表第七条の項上欄中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同項中欄及び下欄中「第一

ある場合は、この限りでないを養成施設の所管大臣が厚生労働大臣でものとする。ただし、当該通知に係る指

	. 条
二第 項七	を
条 第	第
₽	条第
第七条第 ものとする	項
å,	ΙĊ
	改め、
	条] を [第二条第一項] に改め、同項の次に次のように加える
は、この限りでないの所管大臣が原生労働大臣である場合の所管大臣が原生労働大臣である場合ものとする。ただし、当該指定養成施数	に加える。

設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」 知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」 を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改める。 第九条の表第八条の項上欄中「第八条」を「前条」に改め、同項中欄中「その所在地の都道府県 に改め、「ならない」の下に この場合において、

第十一条の見出しを「(行政庁等)」に改め、同条第一項中「主務大臣」を「行政庁」に、「厚生労働

大臣」を「都道府県知事」に改める。 第十三条中「第三条から第五条まで及び第八条」を「第三条後段、第四条第一項後段及び第二項

(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正)

俊段、第五条第一項後段並びに第八条後段」に改める。

|第二十八条 原子爆弾被爆者に対する接護に関する法律施行令(平成七年政令第二十六号)の一部を 次のように改正する。

条第一項の次に次の一項を加える。 第十七条第一項」に改め、同条第二項中「前項」 第二十二条第一項中『法第十七条第一項』を『法第十二条第一項及び第三項、第十三条第二項、 を 第1項 に改め、 同項を同条第三項とし、

同

2 前項の規定により法第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務を都道府県知 表の下棚に掲げる字句とする。 が行う場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同

第十一条	開設者(国を除く。)	阴設者
g n	配が近府県知事を経由して、厚生労働大	都道府県知事
第十一条	第二頁) であって国以外のものは) は
第 項	厚生労働大	都道府県知事
第十二条	開設者(国を除く。以下同じ。)	開設者
	その所在地	速やかに、その所在地
	厚生労働大臣都道府県知事を経由して、速やかに、	都道府県知事
第十三条	臣都道府県知事を経由して、厚生労働大	都道府県知事
虫亡于攻去	(虫立)文法人国立方院兼養法施了合の一部文下)	

第二十九条 独立行政法人国立病院機構法施行令(平成十五年政令第五百十六号)の一部を次のよう

第十六条第一項第一号を次のように改める

第十六条第一項第十八号を次のように改める。

の表第十一条第一項の項、第十一条第二項の項及び第十二条の項の項上欄中「第十二条」を「第十 **同表区療法施行令第一条及び第四条の五の項上欄中「及び第四条の五」を削り、同表保健師助産師** の項及び第十三条の項の項上欄中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める 看護師法施行令第二十一条の表第十三条第一項の項、第十三条第二項の項及び第十四条の項の項上 二条第一項」に改め、同表視能訓練士法施行令第十七条の表第十二条第一項の項、第十二条第二項 桐中【第十四条】を【第十四条第一項】に改め、同変理学療法士及び作業療法士法施行令第十六条 第十六条第二項の表児童福祉法第二十条第五項の項及び母子保健法第二十条第五項の項を削り、

ついては、これを、新地方自治法施行令第百七十四条の三十五の規定により読み替えて適用する同人旅行令第一条の規定により読み替えて適用する同人以下「新地方自治法施行令」という。第百七十四条の三十五の規定により読み替えて適用する同人以下「新地方自治法施行令」という。第百七十四条の三十五の規定により読み替えて適用する同人派行日前に医療法第八条の二第二項、第十二条第一項及び第二項、第十六条、第十八条並びに第二十七条の規定によりされた許可又は許可の申請と保る行政事務を行うべき者が規定の適用については、これらの規定によりされた許可又は許可の申請と保る行政事務を行うべき者が規定の適用については、これらの規定によりされた許可又は許可の申請と保る行政事務を行うべき者が規定の適用については、これらの規定によりされた許可又は許可の申請と保る行政事務を行うべき者が規定の適用については、これらの規定により表第一項及び第二項、第十八条がご条、第十八条がびに第二十七条の規定により記述を持ち、第十八条がびに第二十七条の規定により記述を持ち、第十八条の通用に保る行政事務を行うべき者が、第七条第一項及び第二項、第十八条、第十八条、第十八条、施行目前に医療法第七条第一項及び第二項、第十二条第一項及び第二項、第十六条、第十八条、第十八条、施行目前に医療法第七条第一項及び第二項、第十二条第一項及び第二項、第十六条、第十八条、第十八条、施行目前に医療法が対している。

(処分、申請等に関する経過措置)

ものとみなして、これらの規定を適用する。

体の機関に対して届出及び通知をしなければならない事項についてその届出及び通知がされていな

正後の医療法施行令第一条の規定により読み替えて適用する同法第十八条の規定により地方公共団

法第八条の二第二項、第九条第一項及び第二項並びに第十五条第三項並びに第三条の規定による改

第四条 附則第二条第一項及び前条第一項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のとれている承認等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)又はこの政令の施行の際現にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされている承認等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、施行日にれてこれらの行為。「以下この政令による改正後のそれぞれの政令の規定によりされて、「政分等の行為」という。)で、施行日にれてこの政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた承認等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為とみなす。 令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

官

本のでは、 の政令の規定を適用する。 の政令の規定により国文は都道府県の機関に対して、この政令による改正後の でれぞれの政令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をし でれぞれの政令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して報告、この政令による改正後の で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、この政令による改正後の なければならない事項についてその手続がされていないものとか、施行日前にこの政令による改正後の なければならない事項に、の政令による改正前のそれ。 を持ち、この政令による改正前のそれ。

(地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)

・の条例が制定施行されるまでの間は、当該指定都市の属する都道府県が同条の規定に基づき条例で2.施行日から起算して一年を超えない期間内において、医療法第二十一条の規定に基づく指定都市で定める基準は、当該指定都市が同条の規定に基づき条例で定める基準とみなす。市の条例が制定施行されるまでの間は、当該指定都市の属する都道府県が同条の規定に基づき条例第五条・施行日から起算して一年を超えない期間内において、医療法第十八条の規定に基づさ条例第五条・施行日から起算して一年を超えない期間内において、医療法第十八条の規定に基づく指定都

読替え等に関する政令の一部改正)(国立研究開発法人放射線医学総合研究所法第十八条の規定による医療法施行令等の規定の技術的(国立研究開発法人放射線医学総合研究所法第十八条の規定によづき条例で定める基準とみなす。

第二条後費を削る。衛的統替え等に関する政令(平成十二年政令第三百二十七号)の一部を次のように改正する。第二条● 国立研究開発法人放射線医学総合研究所法第十八条の規定による医療法施行令等の規定の技

関する政令の一部改正)

等に関する政令(平成十二年政令第三百三十号)の一部を次のように改正する。 等に関する政令(平成十二年政令第三百三十号)の一部を次のように改正する。 第七条 独立行政法人航海訓練所法第十四条第一項の規定による医療法施行令の規定の技術的読替え

関する政令の一部改正) 関する政令の一部改正)

第三条第三号中「第四条」を「第三条」に改める。 第三条第三号中「第四条」を「第三条」に改める。 高歓の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整第八条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整

望月

官

〇厚生労働省令第五十五号

係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令(平成二十七年成二十六年法律第五十一号)及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平 に関する省令を次のように定める。 ための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備 政令第百二十八号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高める 平成二十七年三月三十一日 の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 厚生労働大臣 塩崎 恭久

目次中「第五条の三」を「第五条の二の二」に改め、第一章の三中第五条の三の前に次の六条を第一条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

(児童福祉法施行規則の一部改正)

以上の教育内容であること。 第五条の二の二 令第三条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、別表に定めるもの 第五条の二の三 学校又は施設の設置者に係る令第三条の二第二項に規定する厚生労働省令で定め

設置者の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地 名称及び位置

る事項は、次のとおりとする。

設置年月日

官

第十四条 母子保健法施行規則(昭和四十年厚生省令第五十五号)の一部を次のように改正する。 び同法第二十条第八項]を「第二十一条の三第三項」に改める。 第十二条中「(国を除く。以下同じ。)」を削り、「一に」を「いずれかに」に改める。 第十五条第一号中「法第二十条第五項に規定する指定の権限並びに」を削り、「第二十一条の三及

第十五条 製菓衛生師法施行規則(昭和四十一年厚生省令第四十五号)の一部を次のように改正する。 指定に係る養成施設の所在地の都道府県知事」に改める。 第十七条第一項中「地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)」を「当 一同条の

(製菓衛生師法施行規則の一部改正)

表生徒の定員の項中「養成施設」を「養成課程」に改める。 第十九条中「地方厚生局長等」を「当該指定養成施設の所在地の都道府県知事」に改め、

る。」に改め、同項に次の各号を加える。 第二十条第一項中「第十七条第一項第二号又は第九号に掲げる事項とする。」を「次のとおりとす

養成施設の教員 第十七条第一項第二号、第九号又は第十号に掲げる事項

二十条第二項中 「通信教材を」の下に 「、 教員の採用に係るものであるときは、

第十六条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)の一部を次の **教員となつた者の履歴書を」を加え、同条第三項及び第四項を削る。** (社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正) 一十一条を削る 届書に新たに

第二十二条第四項中「又は厚生労働大臣」を「又は都道府県知事」に改める。 第二十三条の二第二項中「厚生労働大臣」の下に「〈法第三十九条第一号から第三号までに規定す

る都道府県知事の指定した養成施設の設置者が講習を行う場合にあつては、当該都道府県知事。次 項及び第四項において同じ。)」を加える。 第二十八条第一項ただし書中「第四号」を「第三号」に改め、 同項第一号中「又は養成施設」を

同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

(社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部改正)

第十七条(社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号)の一部を次の ように改正する。

第一条中【第十一条第一項」の下に「及び第十二条」を加える。 第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、 第十条の見出しを「(令第五条の規定により報告を要する事項)」に改める、 (令第十一条第四項の規定により報告を要する事項) 第十一条の次に次の一条を加える

当該各号に定める事項とする。 指定をした場合
第八条第一項各号に掲げる事項(当該養成施設が国の設置する養成施設で

界十二条 令第十一条第四項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合に応じ、

二 令第四条第一項の規定により変更の承認をした場合 第八条第一項第五号に掲げる事項 業年限、養成課程、入所定員及び学級数に関する事項に限る。 ある場合にあつては、同項第二号から第十号までに掲げる事項) P

で及び第五号に掲げる事項(修業年限、養成課程、入所定員及び学級数に関する事項を除く。) 令第四条第二項の規定により変更の届出を受理した場合 第八条第一項第一号から第三号ま 令第五条の規定により報告を受理した場合 第十条各号に掲げる事項

五 八条の規定による申請に基づき指定を取り消した場合にあつては、指定を取り消した旨並びに **令第七条の規定により指定を取り消した場合 指定を取り消した旨及び取り消した日(令第**

(臨床工学技士法施行規則等の一部改正)

第十八条 次に掲げる省令の規定中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。 臨床工学技士法施行規則(昭和六十三年厚生省令第十九号)第二十四条第二号

救急救命士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令(平成三年厚生省令第四十

精神保健福祉士法施行規則(平成十年厚生省令第十一号)第一条第六項第二号及び第三号 言語聴覚士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令(平成十年厚生省令第七十

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正)

第十九条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成二年厚生省令第四十号) の一部を次のように改正する。 第五十条第一項ただし書を削り、同項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号 第十九条中『厚生労働大臣』を「その登録講習会の実施地の都道府県知事」に改める。 第十五条中「厚生労働大臣」を 「当該登録に係る講習会の実施地の都道府県知事」に改める

を第二号とし、第五号を第三号とし、同条第二項を削る。 (原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部改正)

第二十条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成七年厚生省令第三十三号) 部を次のように改正する。

に改め、同条各号を削る。 れらの規定を法第二十一条において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働大臣の権限」に、「第 一号に掲げる権限(法第十二条第三項に保るものに限る。)及び第二号に掲げる権限」を「その権限 第七十六条中「次に掲げる厚生労働大臣の権限」を「法第十六条第一項及び第十七条第三項(こ

(理容師法施行規則の一部改正)

附則第七条第十二号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。]第二十一条 理容師法施行規則(平成十年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。

を「都道府県知事」に改める。

第二十二条 理容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。 (理客師養成施設指定規則の一部改正) 附則第八条第六号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める

改め、同条第四項を削る。 第三条第一項中「厚生労働大臣」を「当該指定に係る理容師養成施設所在地の都道府県知事」に

同項後段を削る。 段を削り、同条第三項中「厚生労働大臣」を「当該指定養成施設所在地の都道府県知事」に改め、 第六条第一項中「厚生労働大臣」を「当該指定養成施設所在地の都道府県知事」に改め、同項後

に改める 第七条から第十条までの規定中「厚生労働大臣」を「当該指定養成施設所在地の都道府県知事」

第十二条及び第十三条第一項中「厚生労働大臣」を「指定養成施設所在地の都道府県知事」に改

(美容師法施行規則の一部改正)

第二十三条 奏容師法施行規則(平成十年厚生省令第七号)の一部を次のように改正する。 を「都道府県知事」に改める。 附則第七条第十二号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長 (以下「地方厚生局長等」という。)

附則第八条第六号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める。